

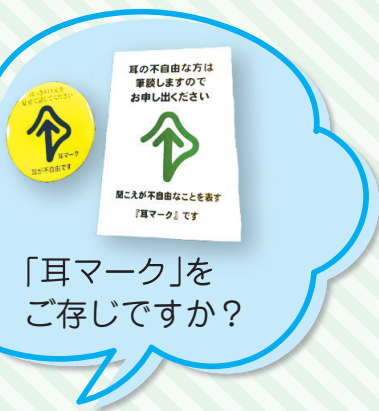
この「ぬくもりのまち」は、県内の経済団体や地域団体など多様な120団体で構成する「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議」が年1回発行する会報誌です。

第24号
令和2年
6月

ぬくもりのまち

今回の「ぬくもりのまち」では、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議団体で取り組まれているユニバーサルデザインについて紹介をします。身近なところから少しずつ日々の生活に取り入れていただくと幸いです。

事例1 「耳マーク」って何?? (滋賀県中途失聴難聴者協会)



「耳マーク」をご存じですか？

聴覚障害は、外見から分かりにくいいため、誤解をされたり、危険にさらされたりするなど、生活上の不安が多くあります。その不安を解消しサポートするために作られたマークですよ。



なるほど。
このマークを図書館や病院で見ました。

「耳マーク」は、耳に音が入ってくる様子を矢印で示し、一心に聞き取ろうとする姿を表しているのです。



「耳マーク」は聴覚障害の方が自分が聴覚障害者であるということを伝えるだけでなく、各施設の窓口に置くことで聴覚障害の方との円滑なコミュニケーションを図ることもできます。

このマークを見かけたら、ゆっくりと話したり、筆談をするような配慮が必要ということですね。窓口にこのマークが置いてあると、筆談を頼みやすくなりますね。



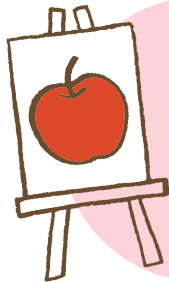
※耳マークを利用される場合は、下記連絡先にお問い合わせください。
一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
問い合わせ先：メール (zennancho@zennancho.or.jp)
またはファックス (03-3354-0046)

事例2

障がい者理解の推進に向け

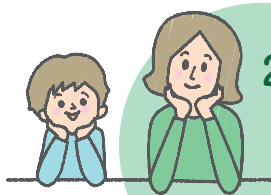
『びわこ☆めだか隊』ただ今、出動中!!

障がい者差別のない共生社会まちづくりのためには、障がい者に対する正しい理解が欠かせません。しかし、知的・発達障がいは外見上分かりにくいいため、理解がなかなか進まないのが実際です。そこで、滋賀県手をつなぐ育成会では、平成30年8月、擬似体験によって知的・発達障がい者の特性の理解を深め、どのような配慮が必要かを考えてもらうため、会員による啓発キャラバン隊「びわこ☆めだか隊」を発足しました。



1. ことばを絵にしてみよう！（抽象的な言葉は理解しにくい）

参加者は、スクリーンに映った言葉を参加者が絵にします。「りんご」の場合、形は違ってても、皆さん戸惑うことなく絵を描きます。でも、「ちょっと」というお題であれば???。これは、抽象的であいまいな言葉は、どのような意味なのかイメージしにくく伝わりにくいから、具体的に説明すると伝わりやすくなることを理解するための体験です。さて、皆さんならどのように伝えますか？



2. どんなふうに見えるの？

（興味のあるものに集中すると周りが見えなくなる）

参加者には、半分に切ったペットボトルを顔に当て、飲み口の小さな穴からスクリーンの映像を見てもらいます。参加者は視野が狭く、スクリーンに集中するため、周りで起こっていることに気づきにくくなる人の感覚を体験します。集中しすぎて、周りに気づいていない時は、具体的な言葉ではっきり伝えてあげてください。



滋賀県手をつなぐ育成会 問い合わせ：077-523-3052

事例3

みんなですすめる

ユニバーサルデザイン

探検隊



滋賀県社会福祉協議会では、すべての人が使いやすい施設のあり方を考えるため、自閉症協会、視覚障害者福祉協会、聴覚障害者福祉協会、脊髄損傷者協会とともに、滋賀県国体会場、避難所等を「ユニバーサルデザイン探検隊」として訪問しました。訪問による様々な気づきの中から、その1例を紹介します。



- ★高齢者や障害のある方の障壁を取り除くためのハード面の取組は多くの施設でされていますが、だれもが、落ち着ける空間への配慮も大事です。空いたスペースを区切り「静養室」を設置することで、自閉症の方などはじめての場所が苦手な方であっても安心して利用できる施設になります。
- ★安らぎと最適リラクゼーションを提供するよう工夫された「スヌーズレンルーム」が、野洲市なかよし交流館に設置されていました。

ユ

ニバーサルデザイン

研 修 会



脊髄損傷者協会では、障害の有無・程度に関わらず誰もが安心安全に生活できる社会の実現に向け、ユニバーサルデザイン研修会を開催しています。協会会員やボランティアが、他府県の観光地や施設に出向き誰にでも使いやすくするための工夫などを学んでいます。令和2年度は、県内の宿泊施設や、公共交通機関のバリアフリー調査を実施し、バリアフリーやユニバーサルデザインの状況をウェブサイトで情報発信する予定です。

訪問先 1

中部国際空港

多目的トイレだけでなく、一般用のトイレの個室も車いす利用者が使用可能なスペースがあり、誰にでも優しいトイレでした。



訪問先 2

大阪城・大阪城公園

車いすでも天守閣に行けるようエレベーターの完備やスロープの配慮がされていました。



滋賀県脊髄損傷者協会

「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」のポイントを紹介します

1 「障害の社会モデル」の考え方を定義しています。

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方です。

障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人が直面する社会的障壁（物理的な障壁だけでなく制度や慣行などすべてのもの）を社会全体で取り除いていく必要があります！



2 合理的配慮の提供等を義務化しています

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、条例では差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。

また、法律で対象となっていない個人に対しても「差別の禁止」および「合理的配慮の提供」を義務としました。

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	条例上の義務
個人	条例上の義務	条例上の義務

障害を理由とした差別とは？

誰もが納得できる理由ややむを得ない理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

例：アパートを借りるときに障害があることを伝えると、それを理由に貸してくれなかった。

合理的配慮の提供とは？

障害のある人から何らかの配慮を求める意志の表明があった場合において、負担が重たくない範囲で配慮を行うことです。

例：聴覚障害のある人からの申出に応じて、手話や筆談で対応した。

3 相談・解決の仕組みを整備しています

障害を理由とする差別に関する相談を受け付ける「障害者差別解消相談員」と、障害のある方の代弁者となる「地域アドボケーター」を設置しました。

また、相談では解決しない事案については、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みを整備しています。

相談

- 差別に関する相談に幅広く対応できる専門性を持つ「障害者差別解消相談員」
- 「地域アドボケーター」を各福祉圏域に複数名配置します。

あっせん申立

- あっせんの手続きは「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」が行います。
- ※委員会は、公正中立な立場であっせんを行う第三者機関です。

勧告・公表

- 正当な理由なくあっせんに応じない場合、知事は勧告できます。
- 勧告に従わないことに正当な理由がない時は公表することがあります。

地域アドボケーターとは？

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員になが役割を担います。

※QRコードでアクセス!! ⇨



相談窓口

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

電話 077-521-1175

FAX 077-528-4853

メール ec0006@pref.shiga.lg.jp

発行：だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議

【事務局】 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁健康福祉政策課内

●電話：077-528-3512

●FAX：077-528-4850

●E-mail：ea0001@pref.shiga.lg.jp

●URL：http://www.pref.shiga.lg.jp/ud/

※この「ぬくもりのまち24号」の点字版、CD版をご用意していますので、ご希望の方は上記までお問い合わせください。(在庫がなくなり次第終了します。)